

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成28年5月16日（平成28年（行情）諮問第373号）

答申日：平成28年10月11日（平成28年度（行情）答申第413号）

事件名：国交省ホットラインステーションに所属している特定職員の出勤簿の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「国土交通省ホットラインステーションに所属している特定職員A及び特定職員Bの出勤簿」（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、取り消すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年3月24日付け国広情第442号により国土交通大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね次のとおりである。

（1）異議申立書

国土交通省において、行政苦情処理を行っているのは本件特定部署だけではない。また、本件特定公務員等は全て正規の公務員である旨を本件特定公務員から聞いている以上、雇い主である国民に対して、情報（個人情報を除く）を開示するのは当然のことである。

（2）意見書

ア 本件は、以下の理由により、出勤簿は、開示されなければならない。

イ 「出勤簿」について、処分庁は過去の開示決定において開示している（国広情第252号平成27年11月25日付け）ことから、開示対象文書であるため、開示されなければならない。

ウ 上記イに記載している特定開示請求番号においては、これも特定部署の担当職員が国民からの苦情を処理しているが、同じ仕事を行っているにもかかわらず、上記イで記載した職員の情報は開示するが、本件での職員は、不開示にしていることは憲法で保障する法の下での平等

に違反行為であり、到底容認することはできない。

エ 諮問庁等は前項でも記載したが、開示する職員と不開示にしている職員については、本件理由説明書に記載がない。

つまりは、意見人に対しては、諮問庁等の都合の悪い行政文書は開示しないと言う悪質な考えで、行政文書の開示手続を行っているからに他ならない。

法では、行政庁の都合の悪い良いで、開示不開示を行ってはならない。

諮問庁等の開示決定は、ただ単に、都合の悪い文書や、異議申立人のような国民に対しては、難癖をつけて不開示を行っているに過ぎない。

そもそも、国民の奉仕者として、国民の税金から給料を貰っているにもかかわらず、国民にその公務員がいるのか、いないのかも答えられないと言う馬鹿げた理由説明等はない。

もし、この言い分が通用するのであれば、異議申立人は、今後一切税金は支払わない。

ここで、脱税宣言する。

本件は、特定部署に所属して職務遂行を行っている公務員の情報開示であり、法5条ハに該当する情報であり、個人情報を除き開示されなければならない。

オ 諮問庁等は、本件対象文書は、法5条6号に該当する旨を主張する。

しかしながら、この同条6号の情報と言うのは、イ・ロ・ハ・ニ・ホに該当しなければならない。

そこで、諮問庁等に回答を求めるが、本件理由説明書に記載されている同条6号と言うのは、このイからホまでのどれを指すのか回答を求める。

カ 諮問庁等は、前項で記載した回答は、出来ないはずである。

なぜならば、公務員の「出勤簿」は、人事院の通達した「給実甲第576号」に基づき、全ての行政庁で作成、開示されている行政文書で、法5条6号イからホには、該当しない文書だからである。

諮問庁等は、異議申立人に対して、情報を開示したくないと言う理由だけで同条6号の柱書きの使えそうな部分だけを本件で主張しているに過ぎず、その証拠に、本件不開示決定は、受付からたった2日で不開示決定を行っていることでも分かる。

本件決定を行うのに、大臣の「公印」を使用しなければならないが、大臣の公印を使用する決定をたった2日で、文書の特定、起案から決裁、そして、決定を行ったということであり、大臣自ら本件事案の処理を行ったのであればいざ知らず、そのようなことはあり得な

いため、担当職員等の犯罪行為によって、なされた決定にほぼ間違いない。

もし、このようなことを認めてしまうと、全ての行政文書をこれに該当させ不開示決定を行えるということであり、法の存在意義を否定するものであり、到底、容認することはできない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件異議申立てについて

(1) 本件異議申立てに係る開示請求は、法3条に基づき、国土交通大臣に対して、本件対象文書の開示を求めてなされたものである。

(2) これを受けて、処分庁は、本件対象文書の有無を回答するだけで、法5条1号及び同条6号柱書に該当する不開示情報を開示することとなるとして、法8条に基づく不開示決定（原処分）を行った。（平成28年3月24日付け国広情第442号）

(3) 本件異議申立ては、原処分を取り消し、本件対象文書の開示を求めるものである。

2 異議申立人の主張について

異議申立人の主張によれば、以下のとおりである。

国交省において、行政苦情処理を行っているのは、本件特定部署だけではない。また、本件特定公務員等は、全て正規の公務員である旨を本件特定公務員から聞いている以上、雇い主である国民に対して、情報（個人情報を除く）を開示するのは当然のことである。

よって、本件請求文書を開示せよ。

3 原処分に対する諮問庁の考え方について

本件開示請求は、国土交通省内に設置された、国土交通行政に対する要望や苦情等を受け付ける部署に所属する特定職員の出勤簿の開示を求めるものである。

本件開示請求書には、当該部署で要望や苦情の処理にあたったと考えられる職員の名字が記載されているが、本件請求文書の存否を明らかにすると、上記業務に従事する職員が特定され、その結果、当該職員に対して、苦情の内容に関する関係者から不当な非難ないし脅迫を受け、当該職員の日常生活の平穏を害されるなどの危害が加えられるおそれがある。さらに、当該職員に対して威圧的な電話による問い合わせがなされることにより、日常の行政事務の遂行が妨げられるおそれがある。

したがって、本件開示請求に関する情報は、法5条1号に規定する「個人に関する情報」及び同条6号柱書に規定する「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす」情報といえ、その存否を明らかにすることは、苦情処理を専属により担当する職員が特定されることとなり、前述のようなおそれがあることから、法8条に規定する「存否に関する情報」といえる。

4 結論

以上のことから、本件請求文書の存否を答えるだけで、法5条1号の不
開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、存否応答拒否
した原処分は妥当であるとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年5月16日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年6月14日 異議申立人から意見書を收受
- ④ 同月20日 審議
- ⑤ 同年10月6日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、
本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号及び6号柱書きの不
開示情報を開示することとなるとして、法8条の規定により、その存否を
明らかにしないで、本件開示請求を拒否する原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁
は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒
否の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について

- (1) 本件対象文書は、「国土交通省ホットラインステーションに所属して
いる特定職員A及び特定職員Bの出勤簿」であるところ、諮問庁は、存
否応答拒否した理由について、おおむね以下のとおり説明している。

ア 法5条1号該当性

開示請求書には、当該部署で要望や苦情の処理に当たったと考えら
れる職員の氏に記載されているが、本件対象文書の存否を明らかにす
ると、上記業務に従事する職員が特定され、その結果、当該職員に対
して、苦情の内容に関する関係者から不当な非難ないし脅迫を受け、
当該職員の日常生活の平穩を害されるなどの危害が加えられるおそれ
がある。

イ 法5条6号柱書き該当性

開示請求書には、当該部署で要望や苦情の処理に当たったと考えら
れる職員の氏に記載されているが、本件対象文書の存否を明らかに
すると、上記業務に従事する職員が特定され、その結果、当該職員
に対して威圧的な電話による問合せがなされることにより、日常の
行政事務の遂行が妨げられるおそれがある。

- (2) 以下、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号及び6号柱書

きの不開示情報を開示することとなるか、検討する。

ア 法5条1号該当性

本件開示請求は、ホットラインステーションという電話による苦情対応を業務とする部署に所属する特定職員A及び特定職員Bの氏を明示して各出勤簿の開示を求めるものであるから、本件対象文書の存否を答えることは、「特定職員A及び特定職員Bが電話による苦情対応の業務に従事しているという事実の有無」（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることになる。

本件存否情報は、特定職員A及び特定職員Bに係る個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当する。

しかしながら、本件存否情報は、公務員の職務遂行に係る情報であって、これに含まれる当該公務員の氏名は特段の支障が生じるおそれがある場合を除き、公にするものとされている（各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ））。そして、電話による苦情対応を業務とする職員は通常相手に自己の氏を告げていることからすると、本件存否情報に含まれる特定職員A及び特定職員Bの氏は、これらを公にすることにより特段の支障が生じるおそれがあるとは認め難く、法5条1号ただし書きの慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当する。したがって、本件存否情報は、同号の不開示情報には該当しない。

イ 法5条6号柱書き該当性

諮問庁は、本件対象文書の存否を明らかにすると、苦情処理に関する業務に従事する職員が特定され、その結果、当該職員に対して威圧的な電話による問合せがなされることにより、日常の行政事務の遂行が妨げられるおそれがある旨説明している。

しかしながら、電話による苦情対応を業務とする職員は通常相手に自己の氏を告げていることからすると、本件対象文書の存否を答えることによって特定職員A及び特定職員Bが電話による苦情対応の業務に従事していることが明らかとなったとしても、同職員らに関する新たな情報を開示するものではないから、これにより同職員らに対して威圧的な電話による問合わせが増加するとは考え難い。したがって、本件対象文書の存否を答えるだけで、国土交通省の日常の行政事務の遂行が妨げられるおそれがあるとは認め難く、本件存否情報は法5条6号柱書きの不開示情報には該当しない。

ウ 小括

したがって、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号及び6号柱書きの不開示情報を開示することとなるとは認められず、存否

応答拒否した原処分は妥当ではないので、改めて本件対象文書の存否を明らかにして、開示決定等をすべきである。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号及び6号柱書きに該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同条1号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、本件対象文書の存否を明らかにして改めて開示決定等をすべきであることから、取り消すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋